

## 厚生労働大臣 殿

検疫所（支所）

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届出年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

① 種 類			
② 数 量			
③ 原 産 国		④ 由 来	
⑤ 用 途		⑥ 搭載船舶（航空機）名	
⑦ 輸出国及び積出地		⑧ 到着地及び保管場所	
⑨ 搭載年月日		⑩ 到着年月日	
⑪ 船荷証券又は航空 運送状の番号		⑫ 衛生証明書の発行番号	
⑬ 衛生証明書の記載に係る 動物の性別、年齢及び 個体識別上の特徴			
⑭ 荷送人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑮ 荷受人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑯ 輸入後の保管施設の 名称及び所在地 (個人の場合、氏名及び住所)			
⑰ 輸送中の事故の概要			
備考（検疫所使用欄）			届出を受理した旨